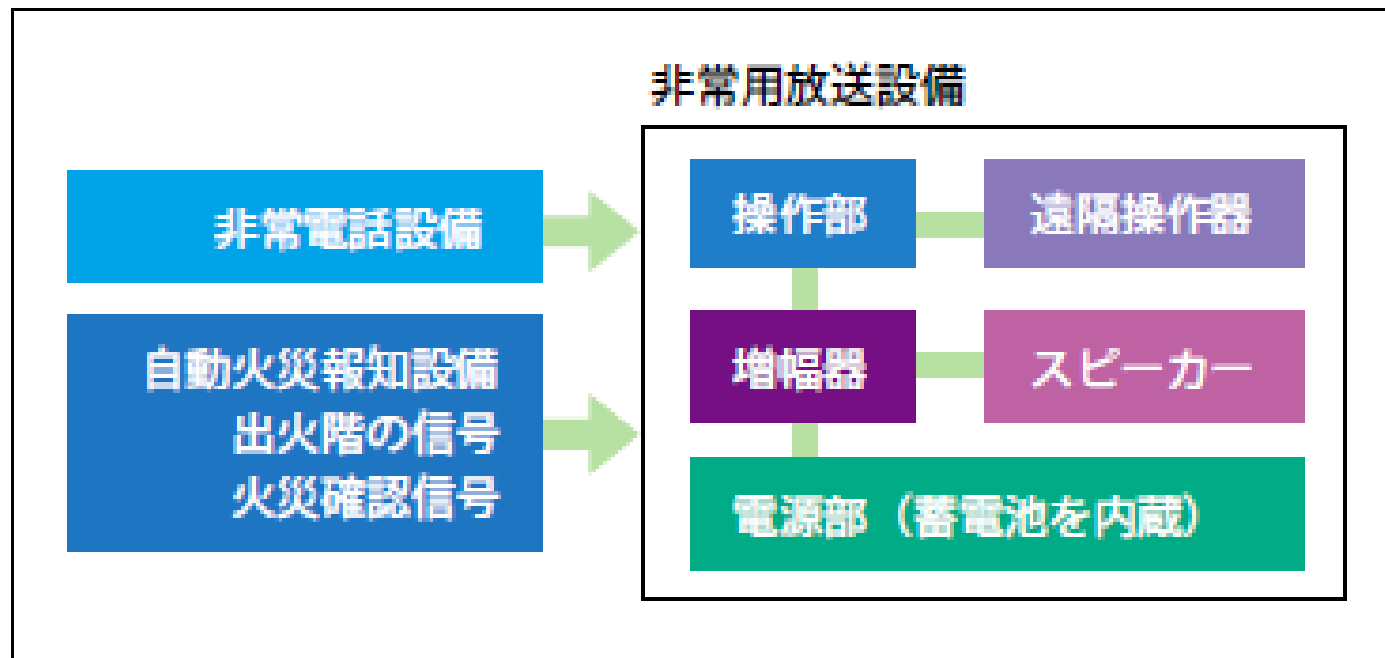


非常用放送設備とは？

- 放送設備は、万が一の火災発生時に建物内の人々に火災発生の際の警報と避難誘導を行うための設備。
- 自動火災報知設備との連動により、自動的に音声警報音による放送を行う設備。
- 劇場、公会堂、ホテル、病院等の建築物のような、消防法で規定された防火対象物内への設置が義務化。

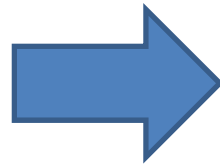
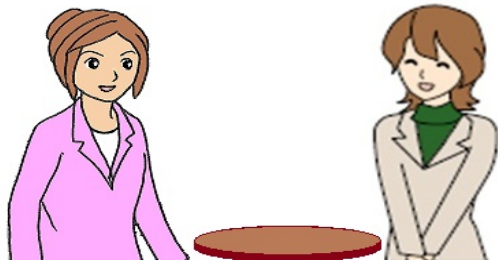
一般的なシステム例



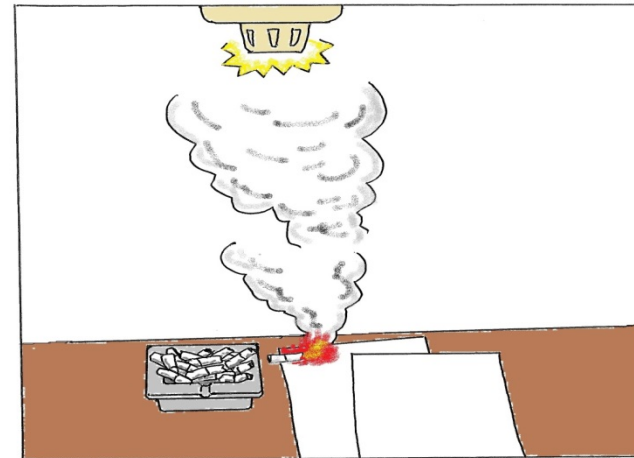
非常用放送設備の基本動作例

下記のように動作していきます。

普段はBGMなど業務用放送に利用します



感知器が作動した場合

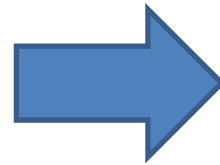


いきなりサイレンがなるのではなく、パニックに配慮して、段階的に音声で自動放送

ただいま8階の
火災感知器が作動しました。
係員が確認しておりますので
次の放送にご注意下さい。



※感知器発報放送後、火災を知らせる火災放送へ段階的に移行します（手動で移行の場合もあり）。



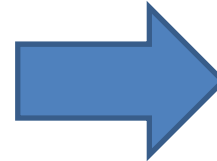
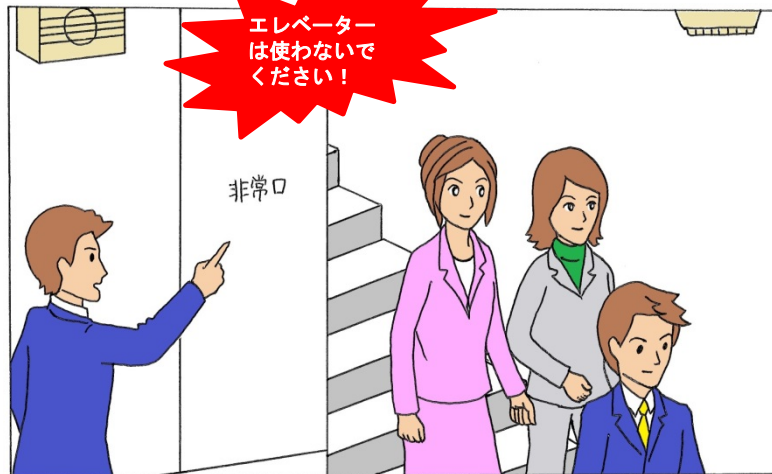
火事です。火事です。
8階で火災が発生しました。
落ち着いて避難して下さい。



※火災報知設備からの信号により自動放送します。

適宜、非常用マイクロホンで、適切な避難誘導放送を行えます

火災でない場合、女性の声で明確に知らせます



さきほどの火災感知器の
作動は確認の結果、異常が
ありませんでした。
ご安心下さい。



※操作は、火災でないことを確認して非常用放送設備の非火災スイッチを押すだけです。

非常用放送設備専門委員会の活動について

年	主な活動経緯、内容
1968年(昭和43年)	兵庫県の温泉旅館の火災事故を契機に翌年拡声器及び放送設備が導入された。
1970年(昭和45年) 8月	非常用放送設備委員会(現:非常用放送設備専門委員会)が発足。
1973年(昭和48年)	非常用警報設備の基準が新たに示される。 上記を受け、当委員会では、自主基準を制定するとともに認定試験を自主的に行い、合格した設備には「合格ラベル」を貼付する業務を開始。
2000年(平成12年)	第3者認定化が規定され、翌年非常用放送設備の認定を行う指定認定機関が日本消防検定協会とされた。 検定協会では、技術基準として「非常用放送設備の放送設備に関する認定細則」を定め、適合性を確認する「型式認定試験」や品質監査などを開始。

皆様へのお願い

(1)保守・点検について

最近さまざまな分野の機器の長期間にわたる使用による経年劣化での事故が増加傾向です。

非常用放送設備については普段その非常用の機能を使用しないために、一般的に利用者の皆様が、不具合に気づきにくく、機器の更新や廃棄を行うまで、長期間にわたり利用される傾向にあります。

このようなことから、既設の非常用放送設備の日常的な保守・点検および更新が重要です。

消防法では、法定点検として有資格者により定期的に点検が義務付けられている。

点検種別	点検の期間
機器点検	6ヶ月に1回以上
総合点検	1年に1回以上

(2)非常用放送設備の更新について①

非常用放送設備は一般の電気機器と同様に、日常の保守点検を実施しても、その機能と性能の信頼性の維持には、経年的な限界を避けて通ることはできません。前述の法定点検は法で定められた最低限の点検であり、万が一の火災時に非常用放送設備を確実に機能させるためには必ずしも十分とはいえません。

当委員会では過去の修理データを基に統計的な判断を行い、さらに主な部品の耐久性能等を検討し、設置後の更新を必要とするおおよその期間を、推奨更新期間として10～12年と設定致しました。

詳細は、推奨更新期間ご案内パンフレット ⇒
をご参照願います。



(2)非常用放送設備の更新について②

また、推奨更新時期まで適正な状態で維持管理するためには、故障が発生した時点でなく、予防保全の観点から定期的に「寿命部品」の交換を行うことが望ましいです。寿命部品とは比較的劣化・磨耗時間が短いもので、部品業界・メーカーが寿命年数や交換時期を定めているものです。

非常用放送設備を長期間使用されると、法定点検では見つけることのできない不測の故障の可能性が増大する一方、配線も含めた設備の劣化も進行します。従って、この推奨期間を超えた設備および寿命部品は、交換・更新を積極的に進めていくべきです。

設備		推奨更新期間
非常用放送設備		10～12年
寿命部品	ニッケル・カドミウム蓄電池(ニッカド蓄電池)	4年
	LCD	4～5年
	冷却ファン	3～5年

今後の非常用放送設備の動向

「緊急地震速報」に対応することにより地震発生直前の避難誘導については機能拡大ができました。

このように非常用放送設備は、不特定多数の人々に瞬時に避難情報を伝える場面には大変有効であり、今後も津波や竜巻などの発生・避難情報や不審者情報や不法侵入者情報、犯罪情報など様々な避難誘導に関する情報を人々に伝えるという役割が期待されてくるようになると考えています。

非常用放送設備の機能の進化のみならず、運用面での法制化や運用面でのソフトの充実など、インフラ側の検討課題が新たに生まれてきます。

この非常用放送設備が人々の暮らしの「安全・安心」に少しでもお役に立てていただけるように取り組んでいきます。

今後の非常用放送設備専門委員会の活動について

消防法令の改正で導入されてから44年が経過し、現在までに設置された非常用放送設備は35万台を超えるに至りました。

その間には様々な進化を遂げ、火災時の避難誘導システムとして広く普及してきました。しかし、一般には消防用設備としては認知度が低く、関係者以外にはあまり知られていません。

「音や音声」による避難誘導は、きわめて有効な情報伝達手段で、非常用放送設備への期待は様々な方面からさらに高まると想定されますが、「音や音声」などへの聴覚障がいをお持ちの方々に向けて、「視覚情報」等との連携対応が大きな課題となります。

人々の暮らしの「安全・安心」を支える設備として今後も発展していくとともに、設備の維持・管理、普及活動など継続して努めてまいります。